

議会事務局のための

# 議会の個人情報保護条例 制定に向けた手順

---

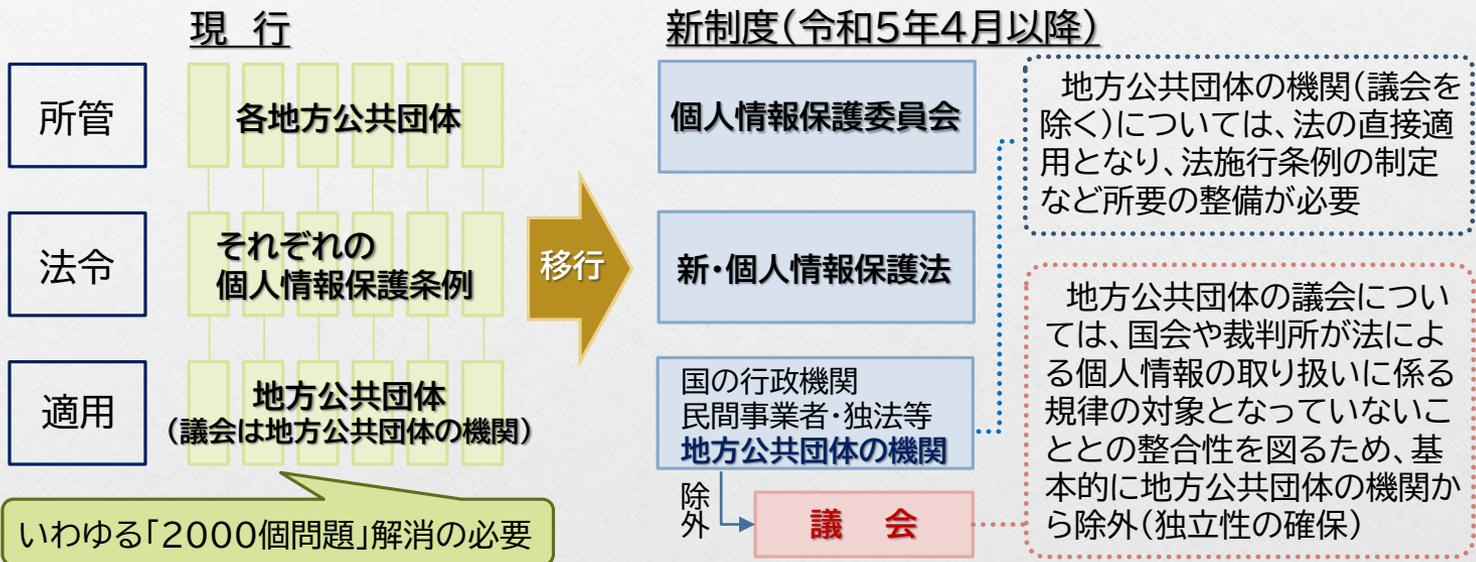
令和4年8月

全国町村議会議長会



# 新・個人情報保護法の地方公共団体への影響

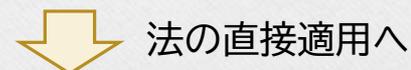
- 現行の個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を新たな個人情報保護法に統合
- 地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化



ほとんどの団体(1,748団体)で議会は個人情報保護に関する条例等の対象にされており、引き続き、条例等により、共通ルールに沿った自律的な措置を講じることが望まれる。

## 情報公開と個人情報保護との関係(原則)

	情報公開制度	個人情報保護制度
開示請求対象	公文書等	自己の情報
請求者	誰でも	個人情報の本人、法定代理人
個人情報の開示	個人情報部分は原則非公開	請求者本人の個人情報部分を開示
法令(現行)	情報公開条例	個人情報保護条例
議会の適用	実施機関として適用(※)	実施機関として適用(※)



法令(改正)	情報公開条例	個人情報保護法
議会の適用	実施機関として適用(※)	<b>適用除外</b> 議会独自の条例等を整備する必要

※議会独自の条例を整備している団体もあります。

- ◎ 全国議長会では、新制度への移行により議会独自の個人情報保護条例を整備する必要がある団体を念頭に、議会個人情報保護条例(例)、施行規程(例)を参考提示
- ◎ 情報公開条例も所要の改正が必要となる場合がある

## Step 1 現行の個人情報保護の例規を確認しましょう

### 条例の種類

- ① 個人情報保護条例、特定個人情報保護条例
- ② 個人情報保護条例(特定個人情報を含む)
- ③ 情報公開・個人情報保護条例、特定個人情報保護条例
- ④ 情報公開・個人情報保護条例(特定個人情報を含む)

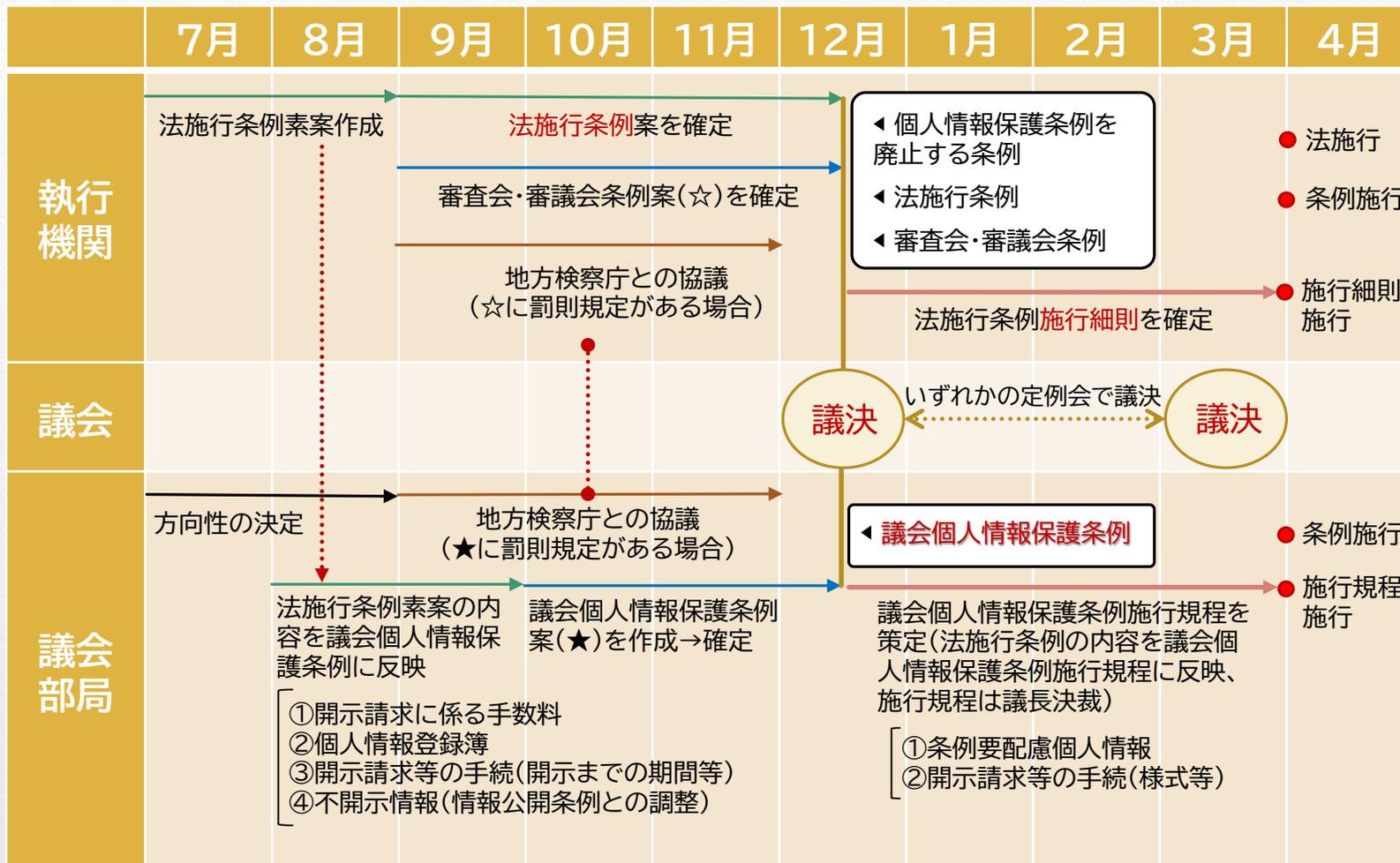
### 議会の適用

- ① 個人情報保護条例(上記のいずれか)において実施機関として規定
- ② 議会独自の個人情報保護条例により規定
- ③ 条例によらず、規程や指針、ガイドライン等に規定
- ④ 議会に関する個人情報保護の例規がない



現行の個人情報保護条例の適用の状況により、条例制定(改廃)の手続き、規定の仕方などに違いがあります。

# Step 2 条例施行までのスケジュールを把握しましょう



## Step 3

# 条例制定に向けた方向性を決めましょう

### 1 基本的事項の決定

#### ① どこで検討するのか？

→ **全員協議会**、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会などが想定されます。

#### ② 議会独自の規律を設けるのか？

→ 新たな個人情報保護法では、議会における個人情報の取扱いは法の適用範囲から除かれましたが、個人情報の取扱いに関する責務はあります。

規律を設けない場合、**議会における個人情報**が**保護されないこと**、**執行機関と取扱いに差異が生じる**ことに留意する必要があります。

#### ③ 条例化するのか？

→ 規律を設ける場合、条例とするのか、それ以外の方法(要綱等)によるのかを決める必要があります。

ただし、**要綱等では罰則規定を設けることができない**ため、罰則規定のある法律が適用される執行機関と取扱いに差異が生じることに留意する必要があります。

#### ④ 全国議長会から示された条例(例)に則るのか？

→ 条例案を検討するにあたり、全国会が示した条例(例)に則るかどうかが決めます。  
なお、**条例(例)**は**総務省及び個人情報保護委員会と協議のうえ**作成したものです。

## Step 4

# 条例(例)について検討しましょう

## 2 全国会が示した条例(例)の基本的考え方

### ① 条例の建て付け

→ 条例(例)は6章57条及び附則で構成しています。

新個人情報保護法との整合性を図るため、法の「第5章 行政機関等の義務等」各条の規定にほぼ対応する形で策定しました。(総則の一部は法の「第1章 総則」に、罰則は法の「第8章 罰則」に対応しています。)

### ② 議会が保有する個人情報の対象

→ 条例(例)の対象となる議会における個人情報は、議会事務局が保有する個人情報を想定しており、各議員(議長を含む)が保有する個人情報は対象としていません。

### ③ 条例の主体

→ 機関として負うべき義務を課す条文の主体は「議会」を、個人情報の開示や訂正など具体的な処分の権限行使に係る条文の主体は「議長」を規定しています。

なお、条例の実施について必要な事項は議長が別に規程を定めることとしています。

全国町村議会議長会では、議会個人情報保護条例策定の参考に供するため、「条例(例)」、「条例(例)と法の対照表」、「条例(例)に関するQ&A」を作成し、配布しています。また、条例(例)の条文解説を行う動画を公開しています。

## Step 5

# 執行機関と協議・調整を行いましょう

### 3 執行機関が定める条例等との調整

#### ① 法施行条例に関する調整

→ 執行機関が定める「個人情報保護法施行条例」との整合性を図る観点から、次の事項について、「議会個人情報保護条例」へ反映させるための調整を行います。

- (1) 条例要配慮個人情報(法第60条第5項関係)
- (2) 個人情報取扱事務登録簿(法第75条第5項関係)
- (3) 不開示情報(法第78条第2項に基づく情報公開条例との整合性を図る規定)
- (4) 開示請求に係る手数料(法第89条第2項関係)
- (5) 開示決定等の期限(法第108条に基づく法第83条第1項及び第2項、法第84条、法第94条第1項及び第2項、法第102条第1項及び第2項に定める期限の短縮)

#### ② 審査会・審議会条例に関する調整

→ 条例(例)に則り、審査会・審議会に関する規定を設ける場合、これらは執行機関の附属機関となることから、執行機関が定める「審査会・審議会条例」との調整が必要です。

#### ③ 罰則規定に関する調整

→ 新個人情報保護法には罰則規定があります。これに倣い、議会個人情報保護条例に罰則規定を設けるか否か、予め執行機関と調整しておきます。

なお、現行の個人情報保護条例では、市町村の約76%が職員に対する罰則規定を設けています。

#### 4 条例の立案

##### ① 条例(案)の素案を作成

→ 執行機関との協議・調整した内容を踏まえ、全国議長会が示した条例(例)を参考に、**条例の素案を作成**します。

なお、本会が提示した条例(例)はあくまで参考であり、これと異なる規定や独自の規定を設けることを制限するものではありません。

##### ② 法施行条例への委任事項等を条例(案)に反映

→ 執行機関と協議・調整に基づき、**法施行条例に規定された次の事項について、条例(案)に反映**させます。※以下の条番号は条例(例)に倣っています。

- (1) 個人情報取扱事務登録簿等 → 第2章又は第3章に条文を挿入(条ずれあり)
- (2) 不開示情報 → 第20条第1項に情報公開条例の具体的な条数を挿入
- (3) 開示請求に係る手数料 → 第30条中に手数料を定める
- (4) 開示決定等の期限 → 第25条第1項及び第2項、第26条、第28条第4項、第31条第3項、第35条第1項及び第2項、第38条第3項、第42条第1項及び第2項)中の開示決定等までの期限(日数)を修正

##### ③ 条例(案)の審査

→ 上記①、②の過程を経て作成した条例(案)を法制担当課(係)の審査に付します。

## 5 地方検察庁との協議

### ① 罰則規定に係る実効性の確保

- 条例に罰則規定を設ける場合、地方検察庁との協議を行う必要があります。  
一方、執行機関は法の直接適用となるため、個人情報保護に関する罰則について地方検察庁との協議を行う必要はありませんが、執行機関が新たに定める「審査会・審議会条例」に審査会・審議会委員に対する罰則規定を設ける場合は協議が必要となりますので、協力して協議に臨むとよいでしょう。

### ② 地方検察庁協議の手順

- 協議の手順は概ね次のとおりとなっています。
- (1) 所管の地方検察庁に連絡し、担当課・担当者等を確認する
  - (2) 担当者に連絡し、条例案等の資料を提出し、担当検事と事前協議を行う
  - (3) 事前協議が整ったら地方検察庁あての協議依頼書(公文書)を送付する
  - (4) 地方検察庁から回答が送付される

### ③ 地方検察庁協議に要する期間等

- 通常2ヶ月から3ヶ月程度を要するとされていますが、全国議長会が示した条例(例)どおりの条例(案)であれば、この期間は短縮できるものと考えられます。  
なお、条例(案)の可決後は、速やかに地方検察庁にその旨を連絡します。

## 条例案を審議しましょう

### 6 条例(案)の確定

#### ① 議会個人情報保護条例(案)の確定

- 執行機関との調整(法令審査を含む)及び地方検察庁協議の結果を踏まえ、議会個人情報保護条例(案)を確定させます。  
併せて、**当条例(案)を発議するための手続き**を進めておきます。

### 7 条例(案)の審議

令和4年12月定例会または令和5年3月議会において次の条例を審議し、議決します。

#### ① 長提案

- (1) 個人情報保護条例を廃止する条例(②の施行条例の附則で廃止することも可能)
- (2) 個人情報保護法施行条例
- (3) 個人情報保護審査会・審議会条例
- (4) 情報公開条例を改正する条例(改正が必要な場合)

#### ② 議会(議員)提案

- (1) **議会個人情報保護条例**

法の施行日(令和5年4月1日)までに条例の制定・改廃を行うことが望まれます。  
また、議会個人情報保護条例は、議会側から提案すべきと考えますが、長から提案することも法的には可能です。

## 8 条例施行規程の立案

### ① 条例施行規程(案)の素案を作成

→ 議会個人情報保護条例を踏まえ、全国議長会が示した条例施行規程(例)を参考に、**条例施行規程の素案を作成**します。

なお、本会が提示した条例施行規程(例)は、本会が提示した条例(例)に準拠して作成しています。

### ② 法施行条例への委任事項等を条例施行規程(案)に反映

→ 執行機関と協議・調整に基づき、**法施行条例に規定された次の事項について、条例(案)に反映**させます。※以下の条番号は条例施行規程(例)に倣っています。

- (1) **条例要配慮個人情報** → 第4条第5号の次に法施行条例に定める要配慮個人情報を加える。ただし、前各号の内容と共通するような場合は、該当する号に追加するなど、条文全体として整理されたものになるよう留意が必要。
- (2) **個人情報取扱事務登録簿** → 法施行条例に個人情報取扱事務登録簿に関する規定を設ける場合、条例施行規程にも必要な規定を定める
- (3) **開示請求書等の様式** → 開示請求書等の手続きに必要な請求書等の様式を加える。本会が提示した条例施行規程(例)では、個人情報保護委員会から示された例に倣った様式(第1号～第21号)を添付しているが、執行機関との協議により様式の仕様を調製して差し支えない。